

★解体工事業者の責務（標識および帳簿について）

- ・解体工事業者として登録を受けた者は、法第33条の規定により、営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識(別記様式第7号)を掲げなければなりません。
- ・解体工事業者登録票は、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上の大きさが必要です。(平成23年12月27日改正)
- ・「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者の氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ・「技術管理者の氏名」の欄には、営業所に掲げる解体工事業者登録票の場合は、選任した技術管理者のいずれかの氏名を記入し、解体工事現場に掲げる解体工事業者登録票の場合は、実際にその解体工事現場の技術上の管理をつかさどる技術管理者の氏名を記入します。

※標識の掲示例

解体工事業者登録票の記載例

別記様式第7号		よこ35cm以上	
解体工事業者登録票			
た て 2 5 c m 以 上	商号、名称又は氏名	〇〇建設工業	
	法人である場合の代表者の氏名	島根 太郎	
	登録番号	島根県知事(登-23)第100号	
	登録年月日	平成23年4月10日	
	技術管理者の氏名	松江 二郎	

備考

技術管理者の氏名は、解体工事現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

※帳簿の作成

法第34条の規定により、営業所及び請負った解体工事ごとに営業に関する事項を記載した帳簿(別記様式第8号)を作成し、建設業法第19条第1項及び第2項に規定する契約書又はその写し(当該工事が対象建設工事の全部又は一部である場合にあっては、法第13条第1項及び第2項の規定による書面又はその写し)を添付しなければなりません。

帳簿及び添付書類は、請負った解体工事ごとに、その工事の完了の日が属する事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

- ・帳簿は、解体工事業者の営業に関する事項を記入する書面で、解体工事1件ごとにこれを整備し、保存しなければなりません。
- ・「注文者の氏名又は名称」「注文者の住所」の欄には、当該解体工事を注文(発注)した者の氏名または名称、住所を記入します。
- ・「施工場所」の欄には、当該解体工事の施工場所を記入します。
- ・「着工年月日及び竣工年月日」の欄には、当該解体工事の着工年月日と竣工年月日を記入します。
- ・「工事請負金額」の欄には、当該解体工事の最終的な請負金額の値を記入します。
- ・「当該工事に係わる技術管理者の氏名」の欄には、実際に当該解体工事の技術上の管理をつかさどった技術管理者の氏名を記入します。

別記様式第8号(第9条関係)

注文者の氏名又は名称	島根 太郎
注文者の住所	郵便番号(690-8501) 島根県松江市殿町8番地 電話番号 (0852)22-5185
施工場所	島根県松江市殿町8番地
着工年月日及び 竣工年月日	自 平成〇〇年 〇月 〇日 至 平成〇〇年 〇月 〇日
工事請負金額	〇〇〇, 〇〇〇円
当該工事に係る 技術管理者の氏名	松江 二郎